



お役立ち情報



- 通信販売や店舗購入はクーリング・オフができません。返品
の条件はよく確認をしましょう。
- クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。
まずは相談してみましょう。
- 断っている人への再勧誘は禁止されています。しつこい勧誘
は違法です。困ったときはそう教えてください。
- 「請求書」や「警告」といった言葉を悪用したハガキや手紙が届
いても動じてはいけません。正式な請求書かどうかよく確認
しましょう。



消費生活相談窓口はあなたの強い味方です!

契約を解除したい!!と思ったら...

「クーリング・オフ」を利用しましょう!!

●クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きを
しましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

クーリング・オフのポイント

- 1 契約書を受け取った日から、その
日を含めて8日以内（内職・モニ
ター商法・マルチ商法は20日以
内）に必ず書面で通知します。
- 2 書面（ハガキなど）はコピーをし
て控えを取り、特定記録郵便ま
たは簡易書留で送ります。
- 3 代金の支払いをクレジットとし
た場合は、クレジット会社へも通
知します。その場合は、販売業社
名を必ず記載します。

ハガキによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

事業者住所 事業者名 代表者名 様	表	裏
契約解除通知書		
契約年月日 ○○○年○月○日		
商品名 ○○○○○		
契約金額 ○○○○円		
販売者 ○○○株式会社		
○営業所 担当者○○		
上記契約を解除します。		
支払済みの○○○円を返金し、 商品はお引き取りください。		
通知を出した年月日 自分の住所・氏名		

クレジット会社への通知

クレジット会社住所 クレジット会社名 代表者名 様	表	裏
契約解除通知書		
契約年月日 ○○○年○月○日		
商品名 ○○○○○		
契約金額 ○○○○円		
販売者 ○○○株式会社		
○営業所		
上記契約を解除します。		
通知を出した年月日 自分の住所・氏名		

※既払金がある方、
商品を受け取っ
ている場合は書き入
れます。



※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。